

令和 8 年第 2 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	財産の取得について	P 3
2	議案説明資料 参照法令等	P 4

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、財産の取得 1 件であります。

議案第 1 号は、財産の取得についてであります。

本案は、学習系ネットワーク改善のための機器を 49,500,000 円で取得したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

□ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 55 号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。